別紙1-2-1-1-2-2

系統として機能、性能を達成する設備 (使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 使用済燃料の貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 補給水設備)

目次

1.	. 概要	1
2.	要求される機能、性能と主流路の考え方	2
	(1) 要求される機能、性能について	2
	a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能	2
	(2) 補給水設備に係る主流路の考え方	3
	a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能	4
	(a) 第 19 条:使用済燃料の貯蔵施設等	4
	i.【燃料貯蔵プール等の崩壊熱除去(水位維持)】	4
	ii.【安全上重要な施設の安全機能の支援】	6
	(b) 第 10 条:閉じ込めの機能	8
	i .【放射性物質の保持機能】	8
	(3) 主流路範囲の設定	9
	a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能	10
	(a) 第 19 条:使用済燃料の貯蔵施設等	10
	i.【燃料貯蔵プール等の崩壊熱除去(水位維持)】	10
	(a) 第 19 条:使用済燃料の貯蔵施設等	12
	ii.【安全上重要な施設の安全機能の支援】	12
	(b) 第 10 条:閉じ込めの機能	12
	i .【放射性物質の保持機能】	12
	(4) 主流路として設定しない範囲及びその考え方	14
3.	要求される耐震クラスの考え方	
	(1) 事業変更許可申請書の耐震クラス	17
	(2) 使用済燃料受入れ設備及び使用済燃料貯蔵設備に係る系統機能と耐震クラス	20
	(3) 下位クラス接続等の留意すべき設備	22
4.	抽出結果	23

添付1:別紙2 機能要求②抜粋(補給水設備)

(1) 系統機能及び基本設計方針番号の整理表 (補給水設備)

添付2:申請対象設備リスト(補給水設備)

添付3:申請対象設備抽出結果(補給水設備)

(1) 補給水設備

抽出リスト(機器)

抽出リスト (配管)

共通09 別紙1-2-1-1-2-2 補給水設備 ②-bの理由整理表

EFD矢羽根取合い概要

色塗り結果(設計図書等)

1. 概要

本資料は、共通09 補足説明資料 別紙「各条における申請対象設備」にて整理した系統として機能、性能を達成する設備のうち、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 使用済燃料の貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 補給水設備(以下、「補給水設備」という。)に係る系統機能として達成する機能、性能について補給水設備の設計図書等の系統図を色塗りし、機能が要求される対象範囲や対象機器を抽出する。

2. 要求される機能、性能と主流路の考え方

(1) 要求される機能、性能について

補給水設備に係る系統として達成する機能、性能について、設計インプットである機能要求②が要求される条文の基本設計方針(共通 0 9 本文 <u>添付-3</u> 第1表及び本別紙添付 1 : 別紙 2 機能要求②抜粋(補給水設備)参照)との関係について以下に示す。

a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能

		別紙2との関係
条文	系統機能名	(基本設計方針
		紐付け番号)
	i. 【燃料貯蔵プール等の崩壊熱除去(水位	19条1-7
(a) 第19条:使用済燃料の貯蔵施設等	維持)】	19来1-7
	ii. 【安全上重要な施設の安全機能の支援】	19条1-7
(b) 第10条: 閉じ込めの機能	i . 【放射性物質の保持機能】	10条-1

(2) 補給水設備に係る主流路の考え方

基本設計方針の要求を踏まえ、補給水設備に係る主流路を設定する。

補給水設備に係る機能、性能について、「2. (1)要求される機能、性能について」に示した「a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能」の系統機能毎に、事業変更許可申請書における系統概要図等を用いて機能全体に係る系統構成及び主流路となる範囲を示す。

補給水設備に係る機能、性能及び主流路の特定にあたっては、機能、性能及び主流路の基本となる「第19条:使用済燃料の貯蔵施設等」に着目してその範囲を特定した上で、当該設備に関連する「第10条:閉じ込めの機能」に関する範囲を特定する。

- a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能
 - (a) 第19条:使用済燃料の貯蔵施設等
 - i.【燃料貯蔵プール等の崩壊熱除去(水位維持)】

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系(以下、「安全冷却水系(使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用)」という。)(「別紙1-2-5-2-1-1 安全冷却水系」で抽出)は、使用済燃料の崩壊熱により温度が上昇したプール水の熱を除去するため、冷却水循環ポンプによって、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 使用済燃料の貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 プール水浄化・冷却設備 プール水冷却系(以下、「プール水冷却系」という。)(「別紙1-2-1-1-2-1-1 プール水冷却系」で抽出)の熱交換器に安全冷却水系(使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用)の冷却水を供給し、熱交換により温度が上昇した冷却水を冷却塔にて除熱する。安全冷却水系(使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用)は、独立した2系列の冷却塔、冷却水循環ポンプ等により構成し、1系列の運転でも必要とする熱除去ができる容量を有する。

プール水冷却系は、使用済燃料受入れ設備の燃料取出しピット及び燃料仮置きピット並びに使用済燃料貯蔵設備の燃料移送水路、燃料貯蔵プール、チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット(以下、「CB及びBP取扱ピット」という。)及び燃料送出しピット(以下、これらのプール・ピット類を総称する場合「燃料貯蔵プール等」という。)(「別紙1-2-1-1-1 使用済燃料受入れ設備及び使用済燃料貯蔵設備(燃料取出し設備、燃料移送設備、燃料貯蔵設備、燃料送出し設備)」で抽出)のプール水をポンプにより熱交換器に供給することにより、安全冷却水系(使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用)からプール水冷却系に供給する冷却水と熱交換器を介して熱交換し、使用済燃料の崩壊熱により温度が上昇したプール水の熱を除去する。

プール水冷却系は、2系列で構成し、1系列の運転でも燃料貯蔵プールに3,000 $t \cdot U_{Pr}$ が貯蔵された場合の崩壊熱を除去し、燃料貯蔵プール等の構造物の健全性を維持できる設計とする。

補給水設備は、燃料貯蔵プール等に貯蔵された使用済燃料の崩壊熱によってプール水の一部が蒸発することにより水位が低下するため、補給水を供給することで水位を維持し、燃料貯蔵プール等の崩壊熱除去機能及び遮蔽機能を維持するための設備であり、補給水槽及び2台の補給水設備ポンプで構成し、1台運転で必要な補給ができる容量を有する。

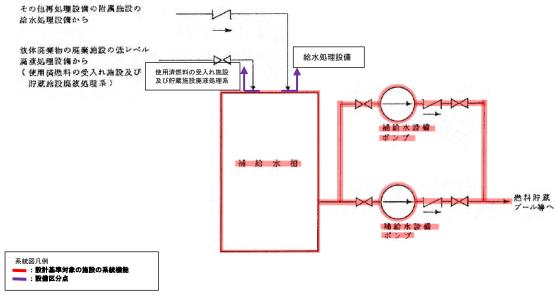
なお、燃料貯蔵プール等の遮蔽に関する機能、性能については、「別紙1-3」 で示す。

【燃料貯蔵プール等の崩壊熱除去(水位維持)】に係る補給水設備の範囲は、 補給水槽からの補給水を燃料貯蔵プール等へ補給するための系統を主流路として 設定する。

【燃料貯蔵プール等の崩壊熱除去(水位維持)】に係る補給水設備の主流路の 範囲は以下のとおり。(第2-1図参照)

・補給水槽、補給水設備ポンプ、崩壊熱除去(水位維持)に係る補給水を保持する配管

主流路の具体的な範囲は「2. (3)主流路範囲の設定」の「(a)第19条: 使用済燃料の貯蔵施設等 i. 【燃料貯蔵プール等の崩壊熱除去(水位維持)】」に示す。



※ 当該設備区分の着色範囲外は、当該系統機能の主流路として設定しない範囲を示す

第3-13図 補給水設備系統概要図

第2-1図 補給水設備 系統概要図 (事業変更許可申請書 添付書類六 第3-13図抜粋)

ii.【安全上重要な施設の安全機能の支援】

補給水設備は、下位クラス設備である使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置する放射性廃棄物の廃棄施設 液体廃棄物の廃棄施設 低レベル廃液処理設備 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系(以下、「使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系(以下、「使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系」という。)(「別紙1-2-4-2-2-1 低レベル廃液処理設備」で抽出)に対して当該系統から補給水を供給しているため、地震時に当該下記クラス設備から補給水が漏えいした際に、計測制御系統施設 計測制御設備(以下、「計測制御設備」という。)の補給水槽水位計(「別紙1-3 計測制御設備」で抽出)により漏えいを検知し、補給水設備の安全機能(【燃料貯蔵プール等の崩壊熱除去(水位維持)】)に影響を与えないよう、下位クラス設備を隔離することで崩壊熱除去(水位維持)機能を維持するための設備を設置する。

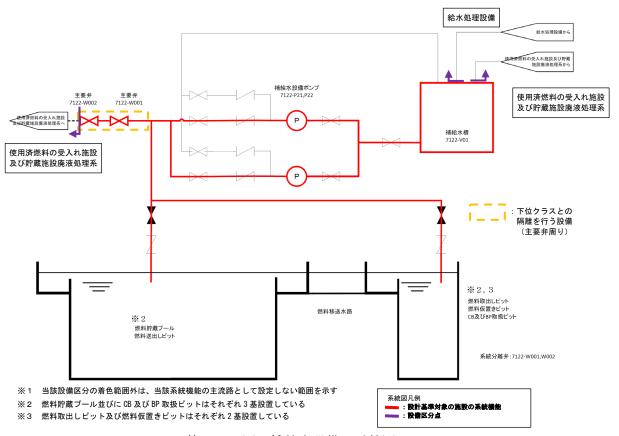
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系に関する機能、性能については、「別紙1-2-4-2-2-1 低レベル廃液処理設備」に示す。計測制御設備に関する機能、性能については、「別紙1-3」に示す。

【安全上重要な施設の安全機能の支援】に係る補給水設備の範囲は、「(a)第19条:使用済燃料の貯蔵施設等 i.【燃料貯蔵プール等の崩壊熱除去(水位維持)】」の範囲に下位クラス設備と当該設備を隔離することで崩壊熱除去(水位維持)機能を維持するための設備を加えた範囲を主流路として設定する。

【安全上重要な施設の安全機能の支援】に係る補給水設備の主流路の範囲は以下のとおり。(第2-2図参照)

・i.【燃料貯蔵プール等の崩壊熱除去(水位維持)】で主流路の範囲とした補 給水槽、補給水設備ポンプ、崩壊熱除去(水位維持)に係る補給水を保持する 配管に加えて、主要弁(系統分離弁)及び下位クラス設備への補給水の供給に 係る配管

主流路の具体的な範囲は「2. (3)主流路範囲の設定」の「(a) 第19条: 使用済燃料の貯蔵施設等 ii. 【安全上重要な施設の安全機能の支援】」に示 す。



第2-2図 補給水設備 系統図

(補給水設備の下位クラス接続に伴う安全上重要な施設の安全機能の維持)

(b) 第10条:閉じ込めの機能

i.【放射性物質の保持機能】

補給水設備で取り扱う放射性物質として補給水があり、これを取り扱う系統を主流路として設定する。この範囲は、「(a) 第19条:使用済燃料の貯蔵施設等 ii. 【安全上重要な施設の安全機能の支援】」で示した主流路の範囲と同じである。(第2-2図参照)

主流路の具体的な範囲は「2. (3)主流路範囲の設定」の「 (b) 第10条 閉じ込めの機能 i. 【放射性物質の保持機能】」に示す。

(3) 主流路範囲の設定

補給水設備の主配管名称を設定するにあたり、系統機能に係る主流路の範囲を「2.

(2) 補給水設備に係る主流路の考え方」で示した主要機器及び主配管を用いて示し、 主となる系統機能【燃料貯蔵プール等の崩壊熱除去(水位維持)】単位を基本とし、機 能を期待する範囲等を踏まえて主配管名称を設定する。

設定した主流路範囲内の主要機器及び主配管は、「添付3(1)補給水設備」の抽出リスト及び「添付2申請対象設備リスト」に整理するが、配管については、系統機能、流体が異なる単位毎(主配管グループ)に纏め、配管の系統機能が【燃料貯蔵プール等の崩壊熱除去(水位維持)】の場合は「主配管(補給水系)」、配管の系統機能が【燃料貯蔵プール等の崩壊熱除去(水位維持)】と【安全上重要な施設の安全機能の支援】を兼用する場合は、「主配管(補給水系、補給水支援系)」等と記載する。また、系統概要図(第3-1図~第3-2図)と「添付3(1)色塗り結果(設計図書等)」として添付している各EFDの関連性を明確にするため、系統概要図上には各EFDの境界およびシート番号を図示している。EFD境界を跨ぐ配管は、それぞれのEFDでは矢羽根で取合いを示しており、EFD間の矢羽根の取合いの概要及び具体的な取合い表示は「添付3EFD矢羽根取合い概要」のとおり。

なお、上記の主配管グループを、それぞれ個別の主配管に展開していく際に、個別の 名称の付け方は、添付する「別紙1-2-6 別紙1-2における共通的な記載事項」に従い、 仕様表作成段階までに詳細化(from-to形式)を実施する。

補給水設備は「2. (2)補給水設備に係る主流路の考え方」の第2-2図で示したとおり、「第10条 閉じ込めの機能 i. 【放射性物質の保持機能】」に関する機能を発揮するための主流路の範囲が「第19条 使用済燃料の貯蔵施設等 ii. 【安全上重要な施設の安全機能の支援】」に関する機能を発揮するための主流路の範囲に含まれることから、これらを合わせて各系統機能に係る主流路の範囲を示す。

- a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能
 - (a) 第19条:使用済燃料の貯蔵施設等
 - i.【燃料貯蔵プール等の崩壊熱除去(水位維持)】

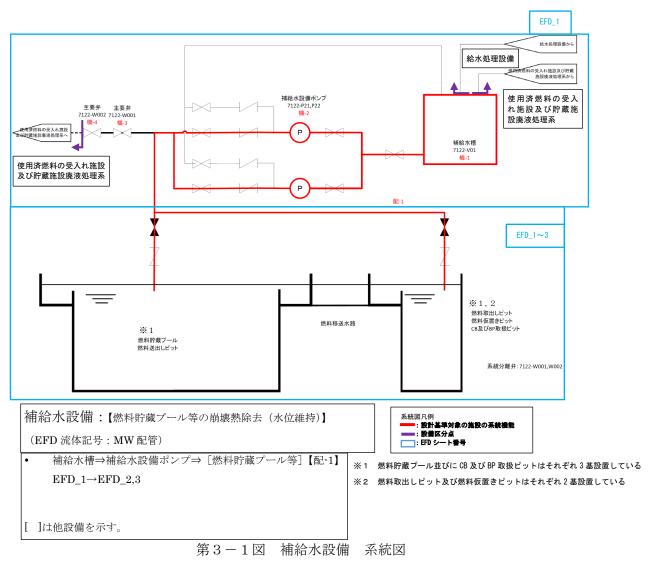
補給水設備の【燃料貯蔵プール等の崩壊熱除去(水位維持)】に係る主流路 (第3-1図参照)の範囲を主要機器で示すと以下のとおり。主要機器間をつな ぐ配管(「⇒」で示す)が主配管であり、名称は「主配管(補給水系)」とす る。

なお、カッコ内の設備は、当該設備とは異なる設備区分の設備であるが、他設備(カッコ内設備)を含めた、当該設備の全体像がより明確となることから記載するものである。

- ・ 補給水槽⇒補給水設備ポンプ⇒「燃料貯蔵プール等※1]
- ※1 燃料取出し設備、燃料貯蔵設備、燃料移送設備及び燃料送出し設備と補給水設備は直接接続しておらず、燃料貯蔵プール等内に設置される主配管の補給水吐出し口までが補給水設備の範囲である。また、燃料移送設備は燃料取出し設備、燃料貯蔵設備及び燃料送出し設備を経由して補給水が供給されるため、補給水設備との設備区分点はない。

また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、以下の別紙に示す。

別紙1-2-1-1-1 使用済燃料受入れ設備及び使用済燃料貯蔵設備(燃料取出し設備、燃料移送設備、燃料貯蔵設備、燃料送出し設備)



(燃料貯蔵プール等の崩壊熱除去(水位維持)

- (a) 第19条:使用済燃料の貯蔵施設等
 - ii.【安全上重要な施設の安全機能の支援】
- (b) 第10条:閉じ込めの機能
 - i. 【放射性物質の保持機能】

補給水設備の【安全上重要な施設の安全機能の支援】に係る主流路(第3-2図 参照)の範囲を主要機器で示すと以下のとおり。主要機器間をつなぐ配管(「⇒」 で示す)が主配管であり、名称は「主配管(補給水支援系)」とする。

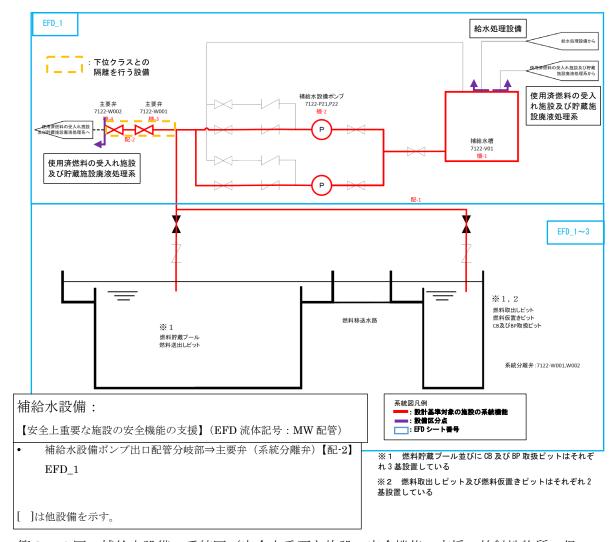
前述の「i. 【燃料貯蔵プール等の崩壊熱除去(水位維持)】」の主流路範囲に以下の範囲を加えた範囲を主流路とする。

<使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系への移送ライン>

- ・ 補給水設備ポンプ出口配管分岐部⇒主要弁(系統分離弁) ※1
- ※1 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系:補給水設備と使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系の設備区分点は、補給水設備の取合い弁(系統分離弁)とする。

また、主流路との隔離先の設備となる使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵廃液処理 系の主要機器等は、以下の別紙に示す。

別紙1-2-4-2-2-1 低レベル廃液処理設備



第3-2図 補給水設備 系統図 (安全上重要な施設の安全機能の支援、放射性物質の保 持機能)

(4) 主流路として設定しない範囲及びその考え方

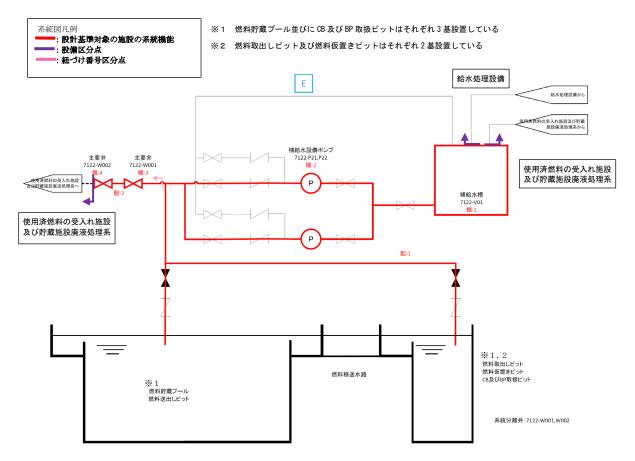
共通 09 本文に基づき、テストライン、バイパスライン、ベント・ドレンライン等については、主流路の対象としない。

2. (3)にて整理した各条文の系統機能を担保している主流路範囲の概要を第4-1図に示し、再処理施設に共通する主配管にしない対象の考え方を「第4-1表 再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方」においてアルファベットごとに分類し、第4-1図にそのアルファベットを記載することで、主配管としない考え方を系統概要図上で示している。

また、「添付3 (1) ②-bの理由整理表」では、設備ごとの主配管としない考え方を番号で整理し、「添付3 (1) 色塗り結果(設計図書等)」の EFD ごとに主配管にしない対象 (色塗りされていない範囲) にそれぞれ青四角番号を付記し、第4-1表のアルファベットの分類と各設備の「②-bの理由整理表」の青四角番号と紐づけて示している。

なお、主流路上に設置される弁、フィルタ等については、当該設備に要求される系統 として機能、性能を達成するために仕様等で適合性を示す弁、フィルタ等は主要機器と して抽出するが、それ以外の流路を形成する弁、フィルタ等である場合は主要機器とし て抽出しない。

<u>上記以外の補給水設備の特徴を踏まえた主流路を設定する上での留意事項についてはない。</u>



 \Box 内の(アルファベット記号,個別)は主流路として設定しない理由分類を示す。アルファベット記号に紐づく理由分類は第4-1表で示す。なお、「個別」の詳細については,本別紙本文2. (4)主流路として設定しない範囲及びその考え方にて示す。

第4-1図 補給水設備に係る主流路の範囲及び主流路としない範囲の概要図

第4-1表 再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方

分類	主配管としない理由の類型	主配管としない対象_(例)_	具体的理由
A	ドレン・ベントライン	・通常液移送時又は保守時における系統内への液張り後における系統内の空気 を抜くベントライン ・容器、ボンブ、弁等の機器の保守時における系統内の溶液等を抜くためのド レンライン ・開放容器等の機器ベントライン ・系統に設張り(容器内への液張り、容器等シール部への液張り)を行う液張 リライン ・機器等の保護の視点で設置するベントライン	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用
В	バイパスライン	計器(流量計)の保守時に使用するバイパスライン容器、スチームトラップ、弁、フィルタ等の保守時に使用するバイパスライン	するラインであるため、主配管としない。
С	テストライン	・保守時において試験を行う際に試験機器等を接続する試験/ズル ・保守時における系統試験を行うためのテストライン	
D	除染・洗浄ライン	・保守時・停止時における機器等の除染・洗浄を行う除染・洗浄ライン	
Е	ミニマムフローライン	・ボンプ安定運転のためのミニマムフロー(逃がし)ライン	機器故障を防止するために使用するラインであるた め、主配管としない。
F	オーバーフローライン	・ 万が一、容器等で溢れた流体を系統又は建屋内に保持するためのオーバーフローライン	機器故障等で万が一使用する非定常ラインであるた め、主配管としない。
		 ・溶液等のポンプ (動力ポンプ、エアリフト、スチームジェット、エアジェット、水ジェット)による機件ライン ・圧縮空気 (かくはん用空気によるパルセータ含む)による機件ライン 	溶液等均質化を目的として使用するラインであるた め、主配管としない。
G	循環(攪拌)ライン	・熱交換器、デミスタ、ミストフィルタ等で凝縮した凝縮水を回収する循環ライン	熱交換により発生する凝縮水を回収(循環)する目的で使用するラインであるため、主配管としない。
		 万が一基準値を満たさない流体等が発生した場合又は再利用を目的として前工程へ移送して処理を行うための循環ライン 万が一室等・低レベル等の溶液が漏えいした場合に貯槽へ移送して処理を行うための循環ライン 	再利用を目的として使用するラインであるため、主配管としない。
Н	サンプリングライン	・分析試料を採取するためのサンプリングライン・放管用の試料を採取するためのサンプリングライン	少量の分析試料を分析試料採取装置で採取するために しようするラインであるため、主配管としない。
I	計装ライン	・プロセス量の計測を行うための検出配管、計装導圧配管、チュービング(計 装用空気配管)、ガイドバイブ	計装配管及び計装信号ラインであるため、主配管としない。
J	機器駆動用サポートライン	・エアリフト、サイホン、ゲデオン、スチームジェット*、フルイディックボンブ、MERC交換型達んポンプ等の起動・停止に使用する真空ライン、真空破壊ライン、駆動用空気ライン、呼び水ライン、排気ライン 豪安全上重要交流設のスチームジェットポンプを使用する漏えい液回収するラインは主配管	機器駆動用システムに付随するサポート系ラインであ るため、主配管としない。
К	小型機器等からの排気ライン	・小型ボット、サンプリングボックス、各室、機器駆動用サポートラインからの排気ライン	廃棄、換気及び閉じ込め機能を担保する主要な機器 (容器、グローブボックス、フード等)からの排気ラ インでないため、主配管としない。
L	波調整、置換、保守等を行うための 一般ユーティリティライン	・運転用、液調整、系統内置換等を行うための試薬、水、空気等の放射性物質 等を含まない一般ユーティリティライン(水、空気、蒸気、試薬) ・流路を形成するために必要な機器に供給する一般ユーティリティライン (水、空気、蒸気、試薬) ・保守時における詰まりを除去するためのアイスプラグを形成するために使用 する一般ユーティリティライン	適常運転、保守時に供給する一般ユーティリティラインであるため、主配管としない。
М	崩壊熱除去評価対象外の貯槽等への 安全冷却水供給ライン	 ・崩壊熱除去評価対象外であり、安全上重要な施設の安全機能の支援^申に係らない貯蓄、冷凍機等への安全治却水を供給するライン ※安全空気圧縮装置、非常用ディーゼル発電機、高レベル廃液ガラス個化建量 換気設備のセル内クーラー等へ安全治却水を供給するラインは主配管 	崩壊熱除去機能及び安全上重要な施設の安全機能支援 を担保する主要な機器(容器、熱交換器等)へ安全冷 却水を供給するラインでないため、主配管としない。
N	将来増設用ライン	・安全機能に影響しない将来増設用として設置しているライン	・安全機能に関係しない機器等の将来増設用ラインであるため、主配管としない。
個別	分類A~Nの共通的な理由以外のライン	・別紙1-2-○ 本文2. (4) に記載の対象。	・別紙1-2-○ 本文2. (4) に記載の理由。

- 3. 要求される耐震クラスの考え方
 - (1) 事業変更許可申請書の耐震クラス

申請対象設備の耐震クラスの整理は、事業変更許可申請書の「添付書類六 第1.6

-1表 クラス別施設」(以下、「クラス別施設」という。)を踏まえて実施する。 補給水設備に係る申請対象設備の耐震クラスの全体像を第5-1図に示す。

<安全機能を有する施設の主配管の耐震設計>

条文	系統機能	主配管名称	安全機能を有する施設			
米 文	术机機能	土町官石林	S	B/C	1. 2Ss	
	燃料貯蔵プール等の崩壊熱	主配管(補給水系)	0			
第19条:使用済燃料	除去(水位維持)	土町官(開柏小木)		_	_	
の貯蔵施設等	安全上重要な施設の安全機	主配管(補給水支援系))			
	能の支援	土即省(備和水文技术)	O		_	
第10条:閉じ込めの	放射性物質の保持機能	主配管(補給水支援系)	0			
機能		土町 (柵和小人抜糸)				

<安全機能を有する施設の凡例>

S:耐震 S クラス (耐震重要施設)

B/C: 耐震 B/C クラス

1.2Ss: 基準地震動 Ss を 1.2 倍した地震力に対して必要な設計基準対象の施設の安全機能 が損なわれない施設

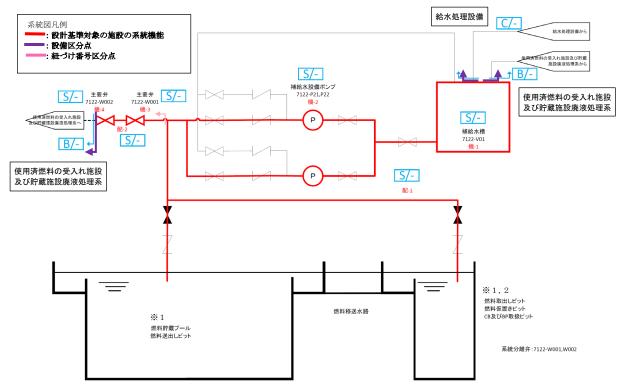
主配管を設定した範囲の耐震設計は、クラス別施設に示す主要機器の耐震設計に準じた設計を原則とし、安全上重要な施設の安全機能を確保する上で必要な主配管の範囲が耐震Sクラスである。

補給水設備のクラス別施設、設備分類、安全機能に対する設備の耐震設計を以下に示す。_

添付書類六 第1.6-1表 クラス別施設 抜粋

第 1.6-1 表 クラス別施設

			主要設備等		補 助 設	備	直接支持構造	告 物	間接支持構造物 (注4)	波及的影響を考慮すべき設備
耐震	クラス別施設			(注1)		(注2)		(注3)	(注10)	(注5)
クラス	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	施設名	適用範囲	耐 震	適用範囲	耐 震	適用範囲	耐 震	適用範囲	適用範囲
S	1) その破損又は機能喪 失により臨界事故を起 こすおそれのある施設		溶解槽(連続式) 抽出塔 ブルトニウム濃縮 液一時貯槽等 (注11)	s s s			機器等の支持構造物	S	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合 脱硝建屋	
	2) 使用済燃料を貯蔵するための施設	使用済燃 料の受入 れ施設及 び貯蔵施 設	燃料取出しビット 燃料仮置きラール 燃料防震を変きラール 燃料貯蔵出しビックク 燃料貯蔵出しビック ボスケットを選出して変き 深台 ブール水冷却系 補給水設備	s s s s s s	冷却水設備安全冷 却水系 第1非常用ディー ゼル発電機 第1非常用蓄電池	s s	機器等の支持構造物	s	使用済燃料受入れ・貯蔵建 屋	使用活燃料受入れ・貯蔵建 原工井クレーン 維料和出し装置 燃料和送水中台車 燃料和投装置 バスケット取扱装置 バスケット搬送機 第1切断装置(注6)
	3) 高レベル放射性液体 廃棄物を内蔵する系統 及び機器並びにその冷 却系統	溶解施設	不溶解残渣回収槽	S	冷却水設備安全冷 却水系 第2非常用ディー ゼル発電機 第2非常用蓄電池	s s	機器等の支持構造物	S	前処理建屋 非常用電源建屋 制御建屋	
		分離施設	TBP洗浄塔 抽出廃液受槽 抽出廃液中間貯槽 抽出廃液供給槽 第4一時貯留処理 槽 第6一時貯留処理	s s s s	冷却水設備安全冷 却水系 第2非常用ディー ゼル発電機 第2非常用蓄電池	s s	機器等の支持構造物	S	分離建型 非常用電源建屋 制御建屋	



記載方法(左側: DB, 右側: SA) 記載凡例: DB 耐震クラス, 1. 2Ss/SA 耐震クラス, 1. 2Ss

- ※1 燃料貯蔵プール並びにCB及びBP取扱ピットはそれぞれ3基設置している
- ※2 燃料取出しピット及び燃料仮置きピットはそれぞれ2基設置している

DB/SA	記載項目	記載内容				
[DB]	DB 耐震クラス	S, B, C, B-1, B-2, C-1, C-2				
[DR]	1.2Ss の有無(左側)(起因系)	1.2Ss, 無記入				
[SA]	SA 耐震クラス	(S), (B), (C), S, B, C ()は常設耐震重要重大事故等対処設備 (代替元の耐震クラスを記載) ()無しは常設耐震重要重大事故等対処設備以外				
	1.2Ss の有無(右側)(対処系)	1.2Ss, 無記入				

第5-1図 補給水設備の耐震クラス範囲の概要図

(2) 使用済燃料受入れ設備及び使用済燃料貯蔵設備に係る系統機能と耐震クラス 各主流路の範囲に含まれる主要機器及び主配管(「2. (3)主流路範囲の設定」に 示す)に対する系統機能(「2. (1)要求される機能、性能について」に示す)ごと の耐震クラスを第5-1表に示し、各主要機器及び主配管の耐震設計を整理した。なお 各主要機器の耐震設計は、設計基準対象の施設の最上位の耐震クラスを示す。

第5-1表の耐震クラスの凡例を以下に示す。

<安全機能を有する施設の凡例>

S:耐震 S クラス (耐震重要施設)

B/C: 耐震 B/C クラス

1.2Ss: 基準地震動 Ss を 1.2 倍した地震力に対して必要な設計基準対象の施設の安全機能が損なわれない施設

<重大事故等対処設備の凡例>

- (S):安全機能を有する施設(耐震Sクラス)の機能を代替する重大事故等対処設備
- (B)/(C): 安全機能を有する施設(耐震 B/C クラス)の機能を代替する重大事故等対処 設備
- S:代替する安全機能が無い重大事故等対処設備(耐震Sクラス)
- B/C: 代替する安全機能が無い重大事故等対処設備(耐震 B/C クラス)
- 1.2Ss: 基準地震動 Ss を 1.2 倍した地震力に対して必要な機能を維持する重大事故等 対処設備

なお、波及影響を考慮する機器の耐震設計はクラス別施設表に基づき記載し、それら 以外の機器については「補足説明資料 耐震建物 30」にて整理する。

第5-1表 補給水設備の耐震クラス (1/1)

			設	計基準対象の施					
			第1	9条	第10条				
設備	機器、配管名称	属性 (静的) (動的)	燃料貯蔵プー ル等の崩壊熱 除去(水位維 持)	安全上重要な 施設の安全機 能の支援	放射性物質の 保持機能	耐震設計			
燃料貯蔵プー 補給水槽→ネ	- -ル等の崩壊熱除去(水位維持): 捕給水設備ポンプ⇒[燃料貯蔵プール等	-							
	補給水槽	静的	S	S	В	S/-			
補給水設備	主配管 (補給水系)	静的	S	S	В	S/-			
/	補給水設備ポンプ	動的	S		1	S/-			
	主配管 (補給水系)	静的	S	S	В	S/-			
燃料取出し 設備 燃料移送設 備 燃料貯蔵設 燃料貯蔵設 備 燃料 が 機料 が 機料 が 機料 が 機料 が 機 が 機 が 機 が 機 が	[燃料貯蔵プール等]	左記設備	左記設備の耐震設計は、別紙1-2-1-1-1 使用済燃料受入れ設備及び使用済燃料 料貯蔵設備にて記載。						
安全上重要な施設の安全機能の支援<使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵廃液処理系への移送ライン>, 放射性物質の保持機能<使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵廃液処理系への移送ライン>: 補給水設備ポンプ出口配管分岐部⇒主要弁(系統分離弁)									
	補給水設備ポンプ出口配管分岐部	静的	_	S	В	S/-			
補給水設備	主配管(補給水支援系)	静的		S	В	S/-			
	主要弁 (系統分離弁)	動的	_	S	В	S/-			

(3)下位クラス接続等の留意すべき設備 該当なし

4. 抽出結果

色塗りにて抽出した機器等のリスト(抽出リスト)、色塗り結果を「添付3」に示す。抽 出結果を反映した申請対象設備リストを「添付2」に示す。

設計図書等を確認するにあたり、設計図書の記載に係る留意事項を「別紙 1-2-6 別紙 1-2 における共通的な記載事項」に示す。

また、補給水設備の設計図書等の色塗りについては、主流路となる範囲が明確になるように着色(設計基準対象の施設に係る系統機能は赤)する。

以上

添付1 別紙2 機能要求②抜粋 (補給水設備)

共通09 別紙2一覧参照

名称 第 10 条: 閉じ込めの機能 第 19 条: 使用済燃料の貯蔵施設等

(大きな) 大型は大型による (大きな) (項目番号	基本設計方針	主な設備	共通09 別紙への展開 機能名称 基本設計方針紐付け番号
上記の換気設備のうち、主要な系統及び機器		4. 閉じ込めの機能 4.1 閉じ込め 安全機能を有する施設は、放射性物質を系統若しく は機器に閉じ込める、又は漏えいした場合において も、セル、グローブボックス及びこれらと同等の閉じ 込め機能を有する施設(以下「セル等」という。)若 しくは建屋内に保持し、放射性物質を限定された区域	・野歌末江 鬼本設計方針 【機能要求②】・安田清潔神行機及循(燃料改自し設備) ・野歌末江 鬼本設計方針 【機能要求②】・公月清潔神行機設備(燃料改自し設備) ・使用済燃料的機製備(燃料改自し設備) ・使用済燃料的機製備(燃料改自し設備) ・ 使用清晰性的機製備(燃料改自し設備) ・ 地方が設備 ・ 治型設備 ・ 治型設備 ・ 治療政治病 ・ 分配連接権 ・ カーン 大神 大型	- (別紙1-2、別紙1-3) へ機関 - (別紙1-2、別紙1-2、別紙1-3へ機関 - (計画) (計画) (計画) (計画) (計画) (計画) (計画) (計画)
上記の換気設備のうち、主要な系統及び機器			上記の換気設備のうち、主要な系統及び機器	

項目番号	基本設計方針	主な設備		共通09 別紙への展開 機能名称	基本設計方針紐付け番号
6	(2) 漏えい液の回収 液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を収納 するセル等の床にはステンレス鋼製の漏えい液受皿を 機能要求① 設置し、液体状の放射性物質がセル等に漏えいした場 機能要求② 於止するとともに、漏えいした液の性状に応じて定め た移送先に移送し処理できる設計とする。			・セル等の漏えい拡大防止及び漏えい液回収 ・室等の漏えい拡大防止 (計測制御設備等については、別紙1-3へ展開)	10条-6
7	液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を設置する室の床には漏えい液受皿を設置し,万一液体状の機能要求①放射性物質が漏えいした場合は,漏えいを検知し,漏機能要求②えいの拡大を防止するとともに,漏えいした液の移送評価要求及び処理ができる設計とする。		⇒ (別紙1−2、別紙1− 3) 〜展開	・セル等の漏えい拡大防止及び漏えい液回収 ・室等の漏えい拡大防止 (計測制御設備等については、別紙1-3〜展開)	10条-7
9	a. 沸騰するおそれのある又はnードデカンの引火点に達するおそれのある漏えい液の回収 漏えいした液の発熱量が大きく,沸騰のおそれがあるか又はTBP,nードデカン及びこれらの混合物(以下「有機溶媒」という。)を含む漏えいした液がnードデカン及びこれらの混合物(以下「有機溶媒」という。)を含む漏えいした液がnードデカンの引火点に達するおそれのあるセル等については、漏えいを検知を変更を多まででも、漏えいを検知を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を		⇒ (別紙1-2、別紙1- 3) 〜展開	・セル等の漏えい拡大防止及び漏えい液回収 ・安全上重要な施設の安全機能の支援 (計測制御設備等については、別紙1-3へ展開)	10条-9

項目番号	基本設計方針 要求利	重別	共通09 別紙への展開 機能名称	基本設計方針紐付け番号
10	b. 臨界のおそれのある漏えい液の回収 通常の運転状態において硝酸プルトニウム並びに硝酸プルトニウム及び硝酸ウラニルの混合溶液の無限体系の未臨界濃度以上のプルトニウムを含む溶液を内包する機器を収納するセルの床には,万一漏えいが発生した場合でも臨界とならない漏えい液受皿を設ける設計とする。 計とする。 なお,漏えい液受皿の臨界管理に関する設計については,第1章 共通項目の「1. 核燃料物質の臨界防止に関する設計」に基づくものとする。	求 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備(溶液系)	⇒ (別紙1−2、別紙1− 3) へ展開 ・セル等の漏えい拡大防止及び漏えい液回収	10条-10
11	連続移送の配管から漏えいのおそれがあり、漏えいしたプルトニウムを含む溶液の回収が重力流によらない場合は、漏えい検知装置を臨界安全管理の観点から多重化し、万一漏えいした場合には、漏えいを確実に検知し移送する設計とする。 通常の運転状態において無限体系の未臨界濃度以上のプルトニウムを含む溶液を連続移送する配管から漏えいのおそれがあり、漏えいしたプルトニウムを含む溶液の回収が重力流によらない場合は、漏えい液受皿の集液溝を監視する装置により、漏えいを検知する設計とする。		⇒ (別紙1-3) へ展開 ・セル等の漏えい拡大防止及び漏えい液回収	10条-11
13	熱媒をセル内に設置された流体状の放射性物質を内 包する設備へ供給する場合は、熱媒中への放射性物質 の漏えいを検知できる設計とする。 機能要	施設共通 基本設計方針 水② 【機能要求②】 セル内に熱媒を供給する設備の経路上に設置している計測制御設備	→ (別紙1−3) 〜展開 ・熱媒中への使用済燃料等の漏えい検知	10条-13
15	4.1.4 放射性物質を取り扱う設備、セル等及び室の負圧維持 プルトニウムを含む溶液及び高レベル廃液を内包する系統及び機器、セル等並びにこれらを収納する建屋は、原則として、気体廃棄物の廃棄施設により常見として、気体廃棄物の廃棄を内包する系統及び機器の原棄を改善して、の気圧は、原則として、強星、セル等、系統及び機器の廃棄を収納するととで漏えいの拡大を防止する設計とする。また、上記以外の放射性物質を内包する系統及び機器、セル等並びにより負圧に保ち、それぞれの気圧は、気体廃棄物の廃棄施設により負圧に保ち、それぞれの気圧は、関連により、変速を関係といるに、のが、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、	大②「ベル成補先似処理先刀へ処理示,先俗殊処理先刀へ処理示,権固や先来初焼却処理先刀へ処理示,皆情類先刀へ処理示(仏レ 大②「ベル成棄協加理建長)」チャンラルギッカフ・バーナブルポイブン加理建長状構粨成ガフ加理熱借。バル・エンドピーフ貯蔵	⇒ (別紙1-2) 〜展開 ・放射性物質を保持する系統の負圧維持	10条-15
16	設計基準事故時においても、可能な限り負圧維持並びに漏えい及び逆流防止の機能が確保される設計とするとともに、一部の換気系統の機能が損なわれた場合においても、再処理施設全体として気体の閉じ込め機能を確保する設計とする。	・分離設備 ・分配設備 ・プルトニウム精製設備 ・精製建屋一時貯留処理設備 ・持製建屋一時貯留処理設備 ・ ウラン・ブルトニウム混合脱硝設備(ウラン・ブルトニウム混合脱硝系, 焙焼・還元系, 粉体系) ・計測制御設備 ・安全保護回路 ・せん断処理・溶解廃ガス処理設備 ・塔蘭廃ガス処理設備 ・塔蘭廃ガス処理は備(前処理建屋塔情類廃ガス処理設備, 塔槽類廃ガス処理系(分離建屋), パルセータ廃ガス処理系 (分離建屋), 塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系), パルセータ廃ガス処理系(精製建屋), ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋屋 内 塔槽類廃ガス処理系(ボルトニウム混合脱硝建屋屋 内 ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋 内 内 で		10条-16
17	4.1.5 グローブボックス及びフード プルトニウムを含む溶液及び粉末を取り扱うグロー ブボックスは、給気口及び排気口を除き密閉できる設 計とする。	・プルトニウム精製設備 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備(溶液系、ウラン・プルトニウム混合脱硝系、焙焼・還元系、粉体系) 上記の設備のプルトニウムを含む溶液及び粉末を取り扱うグローブボックス	→ (別紙1−3) 〜展開 ・GBの密閉構造	10条-17

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	共通09 別紙への展開 機能名称	基本設計方針紐付け番号
18	フードは, 気体廃棄物の廃棄施設により開口部から の空気流入風速を確保する設計とする。	6 機能要求① 機能要求②	・プルトニウム精製設備 ・ウラン脱硝設備(受入れ系,ウラン脱硝系) ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備(粉体系) ・塔槽類廃ガス処理設備(塔槽類廃ガス処理系(低レベル廃棄物処理建屋)) ・換気設備(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系,分離建屋排気系,精製建屋排気系,ウラン脱硝建屋排気系,ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系,分析建屋排気系) ・分析設備 上記の設備のうち,フード及びフードからの排気系	→ (別紙1−2) へ展開 ・フードの面速維持	10条-18
19	4.1.6 崩壊熱除去 再処理施設は,使用済燃料及びその溶解液,放射性廃棄物等の貯蔵及び処理時に発生する崩壊熱による累常な温度上昇を防止する設計とする。 なお,溶解液等の貯蔵及び処理時に発生する崩壊熱による溶液の異常な温度上昇を防止するために使用する安全冷却水系の設計については,第2章 個別項目の「7.2.2 冷却水設備」に示す。 また,使用済燃料,製品貯蔵容器及び放射性廃棄料であるガラス固化体の貯蔵時に発生する崩壊熱による異常な温度上昇の防止に関する設計については,それぞれ第2章 個別項目の「1. 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設」,「3. 製品貯蔵施設」及び「5. 方射性廃棄物の廃棄施設」の「5.3 固体廃棄物の廃棄施設」に示す。	製力機機機機機機要要要要要すすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすす<td>・溶解設備 ・清澄・計量設備 ・清澄・計量設備 ・分離設備 ・分離設備 ・プルトニウム精製設備 ・ デルトニウム精製設備 ・ 持製建屋一時貯留処理設備 ・ プルトニウム混合 (落液系) ・ 高レベル廃液処理設備 (溶液系) ・ 高レベル廃液処理設備 (高レベル廃液濃縮系、高レベル濃縮廃液貯蔵系、不溶解残流廃液貯蔵系、共用貯蔵系) ・ 高レベル廃液がラス固化設備 ・ 安全冷却水系 上記設備のうち、事業変更許可申請書 添付書類六 第9.5-2表に記載の崩壊熱除去用冷却水を必要とする機器へ冷却水を供給する系統及び機器 (冷却塔、ボンブ、熱交換器、容器)</td><td>⇒ (別紙1-2、別紙1-3) へ展開 ・使用済燃料等を含む溶液の崩壊熱除去・安全上重要な施設の安全機能の支援 (計測制御設備等については、別紙1-3へ展開)</td><td>10条-19</td>	・溶解設備 ・清澄・計量設備 ・清澄・計量設備 ・分離設備 ・分離設備 ・プルトニウム精製設備 ・ デルトニウム精製設備 ・ 持製建屋一時貯留処理設備 ・ プルトニウム混合 (落液系) ・ 高レベル廃液処理設備 (溶液系) ・ 高レベル廃液処理設備 (高レベル廃液濃縮系、高レベル濃縮廃液貯蔵系、不溶解残流廃液貯蔵系、共用貯蔵系) ・ 高レベル廃液がラス固化設備 ・ 安全冷却水系 上記設備のうち、事業変更許可申請書 添付書類六 第9.5-2表に記載の崩壊熱除去用冷却水を必要とする機器へ冷却水を供給する系統及び機器 (冷却塔、ボンブ、熱交換器、容器)	⇒ (別紙1-2、別紙1-3) へ展開 ・使用済燃料等を含む溶液の崩壊熱除去・安全上重要な施設の安全機能の支援 (計測制御設備等については、別紙1-3へ展開)	10条-19
20	4.1.7 液体状の放射性物質の施設外への漏えい防止液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を設置する室の床には「4.1.3 放射性物質の漏えい拡大防止」に示す漏えい液受皿を設置し、液体状の放射性質が施設外へ漏えいすることを防止する設計としている。 漏えい液受皿を設置しない場合は、液体状の放射性物質を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出力口若しくはその周辺部に堰を設置し、最大容量の機器から全量漏えいした場合においても、液体状の放射性物質が施設外へ漏えいすることを防止する設計とする。	量 勿 機能要求② 性 本 上 人 と	・前処理建屋 ・分離建屋 ・特製建屋 ・特製建屋 ・ウラン脱硝建屋 ・低レベル廃棄物処理建屋 ・チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋 上記の建屋において、施設外に通じる出入口又はその周辺部に設置している液体状の放射性物質の施設外への漏えいを防止する堰	→ (別紙1−3) 〜展開 ・施設外漏えい防止堰の設置	10条-20

系統機能及び基本設計方針番号の整理表(補給水設備) 第十九条 使用済燃料の貯蔵施設等

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備		共通09 別紙への展開 機能名称	基本設計方針紐付け番号
4	使用済燃料の貯蔵施設の燃料貯蔵プールは,最大再処理能力800 $t \cdot U_{Pr}/y$ での再処理に対して受け入れた燃料を3年間以上貯蔵することができる設計とする。		使用済燃料貯蔵設備(燃料貯蔵設備) ・燃料貯蔵プール	⇒ (別紙1−2) 〜展開	・使用済燃料の貯蔵(最大保管容量)	19条1-4
5	使用済燃料の受入れ施設の使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫は、冷却空気の流路を確保し、キャスクに収納された使用済燃料の崩壊熱を自然冷却により除去し、本保管庫の構造物の健全性を維持する設計とする		使用済燃料受入れ設備(使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備) ・使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫	⇒ (別紙1−2) 〜展開	・使用済燃料の貯蔵(最大保管容量)使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫の崩壊熱除去	19条1-5
6	使用済燃料の貯蔵施設のプール水冷却系は、プール水をその他再処理設備の附属施設の安全冷却水系の冷却水と熱交換器を介して熱交換することにより、使用済燃料からの崩壊熱を適切に除去し、使用済燃料の受入れ施設の燃料取出しピット及び燃料仮置きピット並びに使用済燃料の貯蔵施設の燃料貯蔵プール、チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット、燃料移送水路及び燃料送出しピット(以下「燃料貯蔵プール・ピット等」という。)の構造物の健全性を維持できる設計とする。プール水の冷却に必要な安全冷却水系(使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用)については、第2章個別項目の「7.4 冷却水設備」に基づくものとする。	機能要求② 評価要求	使用溶燃料受入れ設備(燃料取出し設備) ・燃料取出しビット ・燃料仮置きビット 使用溶燃料貯蔵設備(燃料移送設備) ・燃料移蔵設備(燃料貯蔵設備) ・燃料貯蔵プール ・ 郷料貯蔵プール ・ チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット 使用溶燃料貯蔵設備(燃料送出し設備) ・ 燃料送出しビット 使用溶燃料貯蔵設備(プール水冷却系) (許可文中、第3-2表、第3-12図) 計測制御設備(計測制御設備) ・ 崩壊熱除去機能維持のためのインターロック 安全冷却水系(安全冷却水系) (許可文中、第9.5-1表(2)、第9.5-1,3図)	⇒ 紙1−2、別紙1−3) ^ 展開	・燃料貯蔵プール等の崩壊熱除去 ・安全上重要な施設の安全機能の支援 (計測制御設備等については、別紙1-3〜展開)	19条1-6
7	使用済燃料の貯蔵施設の補給水設備は、プール水を適切に供給できる設計とする。	機能要求①機能要求②	使用済燃料貯蔵設備(補給水設備) (許可文中、第3-2表、第3-13図) 計測制御設備(計測制御設備) ・崩壊熱除去機能維持のためのインターロック (別	→ 紙1−2、別紙1−3)〜 展開	・燃料貯蔵プール等の崩壊熱除去(水位維持) ・安全上重要な施設の安全機能の支援 (計測制御設備等については、別紙1-3〜展開)	19条1-7
8	燃料貯蔵プール・ピット等の内面は、漏水を防止するためステンレス鋼を内張りしたライニング構造とし、下部に排水口を設けない構造とするとともに、燃料貯蔵プール・ピット等に接続された配管が破損してもプール水が流出しないように逆止弁を設置する設計とする。さらに、燃料貯蔵プール・ピット等のライニングは、万一の使用済燃料集合体の落下時にもプール水の保持機能を失うような著しい損傷を生じないようにする設計とする。		使用済燃料貯蔵設備(プール水冷却系) (許可文中、第3-2表、第3-12図) 使用済燃料貯蔵設備(補給水設備) (許可文中、第3-2表、第3-13図) 【機能要求②】 使用済燃料受入れ設備(燃料取出し設備) ・燃料取出しピット ・燃料仮置きピット 使用済燃料貯蔵設備(燃料移送設備) ・燃料移送水路 使用済燃料貯蔵設備(燃料貯蔵設備) ・燃料貯蔵プール ・紫料貯蔵プール ・チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット 使用済燃料貯蔵設備(燃料送出し設備) ・燃料送出しピット	→ (別紙1−3) 〜展開	・燃料貯蔵プール等からの漏えい防止	19条1-8
9	プール水浄化系は、水の純度及び透明度を維持するため、燃料取出しピット、燃料仮置きピット及びチャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピットの越流せきから越流するプール水をポンプで昇圧し、ろ過装置及び脱塩装置でろ過及び脱塩した後、燃料取出しピット、燃料仮置きピット及びチャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピットへ戻す設計とするととともに、燃料貯蔵プール及び燃料送出しピットから越流するプール水を、ポンプで昇圧し、一部を脱塩装置で脱塩した後、燃料貯蔵プール及び燃料送出しピットへ戻す設計とする。	機能要求① 機能要求②	使用済燃料貯蔵設備(プール水浄化系) (許可文中、第3-2表、第3-12図)	→ (別紙1−2) 〜展開	・燃料貯蔵プール等の浄化	19条1-9
10	なお、万一のプール水の漏えいに対し、燃料貯蔵プール・ピット等には漏えい検知装置を設けて漏えいを検知する設計とし、漏えい水を使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系へ移送できる設計とする。		使用済燃料受入れ設備(燃料取出し設備) (許可文中、第3-1表、第3-1図) 使用済燃料貯蔵設備(燃料移送設備) (許可文中、第3-2表、第3-1図) 使用済燃料貯蔵設備(燃料送出し設備) (許可文中、第3-2表、第3-1図) 「機能要求②】 計測制御設備(計測制御設備) ・漏えい検知装置	→ (別紙1−3) 〜展開	・燃料貯蔵プール等からの漏えい検知	19条1-10
11	また、燃料貯蔵プールには水位警報装置及び温度警報装置を設け、計測制御系統施設の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に警報を発する設計とする。	機能要求②	計測制御設備(計測制御設備) ・燃料貯蔵プール水位計 ・燃料貯蔵プール温度計		・燃料貯蔵プール等の崩壊熱除去機能等の監視	19条1-11
				→ (別紙1-3) 〜展開		

添付2 申請対象設備リスト (補給水設備)

申請対象設備リスト(系統設備) (1/1)

番号	施設	艺分	設備区分		機器名称 (事業変更許可)	機器名称	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	設置場所	数量申請回	変更区分	分 DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考		
1 2	使用済燃料の受入れ施設及 び貯蔵施設	4 使用済燃料の貯蔵施設	2 使用済燃料貯蔵設備	10 補給水設備	0	_	補給水槽	補給水槽	容器	10条- <mark>1</mark> 19条1- <mark>7</mark>	機-1	FA	1 ①	既設	安重	_	S/—	_	_	EFD番号: EFD_1
2 2	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	4 使用済燃料の貯蔵施設	2 使用済燃料貯蔵設備	10 補給水設備	0	_	補給水設備ポンプ	補給水設備ポンプ	ポンプ	19条1- <mark>7</mark>	機−2	FA	2 ①	既設	安重	_	S/—	_	_	EFD番号: EFD_1 計測制御設備の補給水設備ポ ンプA, B故障警報(安重)を含 む
3 2	使用済燃料の受入れ施設及 び貯蔵施設	4 使用済燃料の貯蔵施設	2 使用済燃料貯蔵設備	10 補給水設備	0	_	補給水設備	主要弁(7122-W001)	主要弁	10条- <mark>1</mark> 19条1- <mark>7</mark>	機-3	FA	1 ①	既設	安重	_	S/—	_	_	EFD番号: EFD_1 空気作動弁
4 2	使用済燃料の受入れ施設及 び貯蔵施設	4 使用済燃料の貯蔵施設	2 使用済燃料貯蔵設備	10 補給水設備	0	_	補給水設備	主要弁(7122-W002)	主要弁	10条- <mark>1</mark> 19条1-7	機-4	FA	1 ①	既設	安重	_	S/—	_	_	EFD番号:EFD_1 電動弁
5 2	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	4 使用済燃料の貯蔵施設	2 使用済燃料貯蔵設備	10 補給水設備	0	_	補給水設備	主配管(補給水系,補給水支援系)	主配管	10条- <mark>1</mark> 19条1-7	酉2-1	FA	一式 ①	既設	安重	_	S/—	_	_	流体:補給水
6 2	使用済燃料の受入れ施設及 び貯蔵施設	4 使用済燃料の貯蔵施設	2 使用済燃料貯蔵設備	10 補給水設備	0	_	補給水設備	主配管 (補給水支援系)	主配管	10条- <mark>1</mark> 19条1- <mark>7</mark>	酉2-2	FA	一式 ①	既設	安重	_	S/—	_	_	流体:補給水

添付3 申請対象設備抽出結果 (補給水設備)

(1) 補給水設備

抽出リスト(機器) (1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分	設備区分	機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
機-1	使用済燃料の受 入れ施設及び貯 蔵施設 使用済燃料の貯 蔵施設	使用済燃料貯蔵 補給水設備 —	補給水槽	補給水槽	容器	7122-V01	FA	1	1	既設	安重	_	S/—	_	_	EFD番号: EFD_1
	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	PX VIII	補給水設備ポンプ	補給水設備ポンプ	ポンプ	7122-P21~P22 (補給水設備ポ ンプA~B)	FA	2	1)	既設	安重	_	S/—	_	_	EFD番号: EFD_1 計測制御設備の補給水設備 ポンプA,B故障警報(安 重)を含む
	使用済燃料の受 入れ施設及び貯 蔵施設 使用済燃料の貯 蔵施設	BA VIII	補給水設備	主要弁(7122-W001)	主要弁	7122-W001	FA	1	1	既設	安重	_	s/—	_	_	EFD番号: EFD_1 空気作動弁
機-4	使用済燃料の受 入れ施設及び貯 蔵施設 使用済燃料の貯 蔵施設	使用済燃料貯蔵 補給水設備 —	補給水設備	主要弁(7122-W002)	主要弁	7122-W002	FA	1	1	既設	安重	_	S/—	_	_	EFD番号: EFD_1 電動弁

抽出リスト(配管) (1/1)

【機器等の抽出】

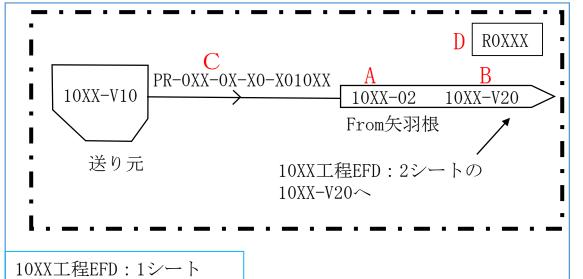
紐付け番号	施設区分	設備区分	機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分 DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
酉己-1	使用済燃料の受 入れ施設及び貯 蔵施設 使用済燃料の貯 蔵施設 使用済燃料の貯 設備	補給水設備 —	補給水設備	主配管(補給水系,補給水支援系)	主配管	_	FA	一式	1)	既設 安重	_	S/—	_	_	流体:補給水
酉2-2	使用済燃料の受 入れ施設及び貯 蔵施設 使用済燃料の貯 蔵施設 使用済燃料の貯 設備	補給水設備 —	補給水設備	主配管 (補給水支援系)	主配管	_	FA	一式	1)	既設 安重	_	s/—	_	_	流体:補給水

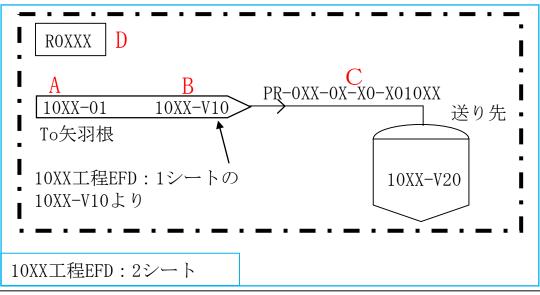
共通 O 9 別紙 1 - 2 - 1 - 1 - 2 - 2 補給水設備 ② - b の理由整理表

EFD <u>青四角番号</u>	<u>本文</u> <u>第4-1表</u>	②— b の理由
1	C, I	計装用の配管(SA対処設備以外)又は信号であり流路ではない
2	A, B, E, F	ドレン、ベント、ミニマムフロー、バイパス、オーバーフローラインであり 主流路としない
3	Н	分析試料採取配管であり主流路としない
4	個別1※	補給水槽への再生水供給ラインであるため主流路としない。
5	K	逃がし弁による補給水槽の圧力放出ラインであるため主流路としない。
6	L	一般系のユーティリティラインであり主流路としない(SA対処設備以外)

^{※1} 別紙1-2-4-2-2-1 低レベル廃液処理設備の個別理由を示す。

<EFD矢羽根取合い概要>





A:送り元、送り先の工程番号とその系統番号の系統図のシート番号を示す。

「(系統番号:10XX)-(系統番号の系統図のシート番号:01, 02)」

※同一シート内で矢羽根で送り元、送り先を示す場合は、系統番号を省略する場合がある。

B: 送り元、送り先のタンク等を示す。「送り先:10XX-V20,送り元:10XX-V10」

※配管分岐、ヘッダ等から機器へ接続される場合は、Bの記載を「MANIFOLD」 、「HEADER」と記載する。

C: 配管番号を示す。「配管番号: PR-0XX-0X-X010XX」

※他系統の配管を記載する場合は、「(系統番号)+(配管番号)」で示す。

D:部屋番号を示す。「部屋番号:ROXXX」、一点鎖線にて部屋の範囲を示している。

※ From-To の関係にある矢羽根は同一の部屋で取合う。

<矢羽根取合い確認>

- ①From矢羽根内の情報より、To矢羽根が記載されているEFDシートが特定される。(10XX工程、シート番号:2)
- ②From矢羽根が記載されている部屋と同一の部屋にTo矢羽根が記載されている。

(10XX工程、シート番号:2のROXXXの一点鎖線の範囲内にTo矢羽根が存在)

③上記②において、複数の矢羽根が存在している場合はFrom矢羽根の情報(系統番号、シート番号、送り元)及び配管番号が一致しているものが目的のTo矢羽根となる。(10XX工程、シート番号: 1、送り元: 10XX-V10、配管番号: PR-0XX-0X-X010XX) 40

矢羽根に取合うEFDの シート番号を追加

EFDにシート番号 (EFD_1,EFD_2,·・・)を振る (参考) 主配管の矢羽根取合い例(溶解設備の「溶液保持機能」

矢羽根に取合うEFDのシート 番号を追加

1

EFDにシート番号 (EFD_1,EFD_2,・・・)を振る

<EFD中の色塗り凡例>

--- : 設計基準対象の施設の系統機能

: 重大事故等対処設備の系統機能

: 設備区分点

: 耐震設計区分点

→ :紐付番号区分点

1,2,3... : EFDシート番号

: 主流路としない理由(番号は別紙②-b理由整理表に示す。)

: 2. (4)b. 主要機器として抽出しない範囲で抜粋

○○改備 : 本別紙1-2にて説明対象の設備区分

ただし、兼用設備の従登録の設備区分に該当する場合は、ODE®で示す主登録の設備区分において説明

記載方法(左側:DB、右側:SA)

記載凡例: DB耐震クラス、1.2Ss/SA耐震クラス、1.2Ss

DB耐震クラス: S, B, C, B-1, B-2, C-1, C-2

1.2Ssの有無(左側) (起因系):1.2Ss, 無記入

SA耐震クラス : (S), (B), (C), S, B, C

:()は常設耐震重要重大事故等対処設備

:(代替元の耐震クラスを記載)

:()無しは常設耐震重要重大事故等対処設備以外

1.2Ssの有無(右側) (対処系):1.2Ss, 無記入

